

2025年4月^(※1)から 「公益法人制度」が変わります

(※1)現時点における予定

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

- ・ 収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

- ・ 収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

- ・ 外部理事・監事の導入、**(更なる信頼確保)**
- ・ 3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事

※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準など公益法人制度全体を見直していきます。また、2026年4月^(※2)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものになります。(※2)現時点における予定

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】

電話番号：03-5403-9669

受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況は
こちらをご覧ください ⇒



2026年4月^(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者**から**受託者（担い手）**に託された**財産**を用いて、**受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動**を継続的に行う仕組みです。今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

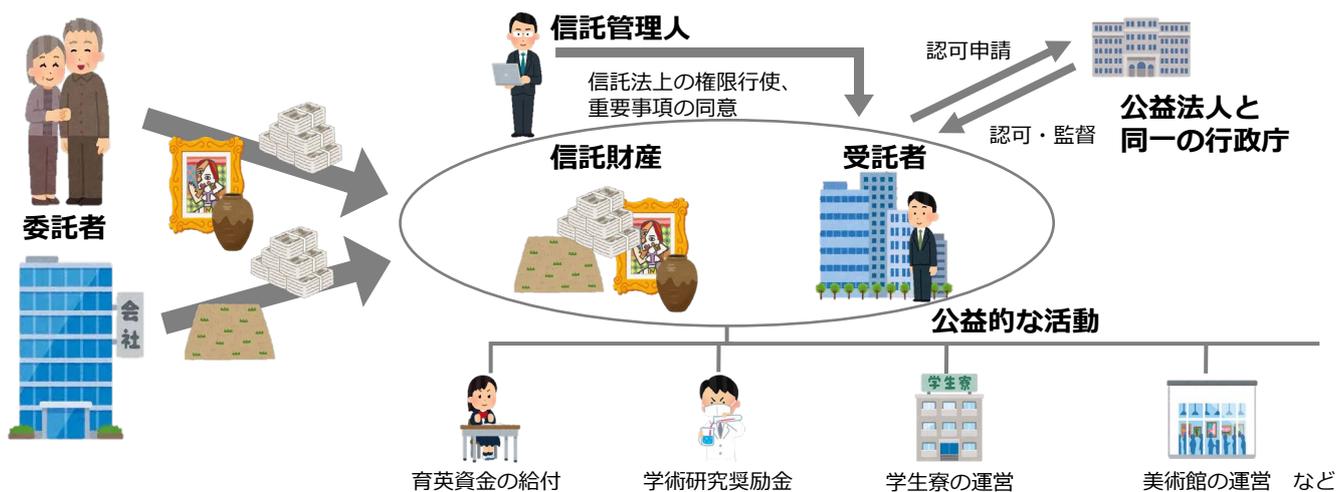
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください⇒

